

ワンポイント アドバイス

通常総会終了後の 主な事務処理について

5月に通常総会を開催した組合が多いことから、今号では通常総会終了後の主な事務処理について紹介します。

総会議事録の作成

理事は議事録を作成し、その議事録を10年間主たる事務所に備えておかねばなりません。議事録には次の事項を記載する必要があります。

◇招集年月日、◇開催日時及び場所、◇組合員数及び出席者数並びにその出席方法、◇出席理事の氏名、◇出席監事の氏名、◇議長の指名、◇議事録作成に係る職務を行った理事の氏名、◇議事経過の要領及びその結果、◇監事の意見・報告内容の概要

理事会の開催

総会において役員の変更を行った場合、役付理事(理事長、副理事長、専務理事等)の選出を行います。理事全員の同意を得て、理事会招集の手続きを省略して、総会での役員改選終了後に休憩をとり、別室で開催するケースもあります。

理事会議事録の体裁は、総会議事録に準じて作成するのが好ましく、保存期間も同じく10年となっています。なお、議事録の末尾には、出席した理事全員が記名捺印します。

代表理事の変更登記

代表理事に変更があった場合には、就任した日から2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

なお、前回と同一人が再選された場合でも登記が

必要です。

決算関係書類の提出

通常総会終了後2週間以内に、決算関係書類(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理の方法を記載した書面)に通常総会議事録を添えて、所管行政庁に提出しなければなりません。

行政庁への役員変更届

改選などで役員の氏名や住所に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に届出が必要です。

税務申告・納税

事業年度終了後2カ月以内に、通常総会で確定した決算書に基づき、所管税務署に法人税・消費税、県税事務所に事業税・県民税、市長村役場に市町村民税の申告・納税を行います。

なお、消費税を除き申告期限を1カ月延長する特例措置も認められています。

定款変更認可申請

通常総会で、定款条文の変更決議をした場合は、総会終了後速やかに、申請書2通を所管行政庁に提出します。行政庁の認可を受けなければ、その効力は発生しません。

認可を受けた後、登記事項については認可書到達後2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

変更登記の申請

出資口数及び払込済出資総額の変更登記を除き、登記事項(名称、事務所所在地、事業、代表理事、公告の方法、出資1口の金額、地区等)に変更が生じたときは、その事由の発生日(定款変更に係る事項については行政庁から認可書が到達した日)から、2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

※詳細については本会(TEL029-224-8030)へお問い合わせください



エコアクション21

特定非営利活動法人 『環境NPOいばらき』とは、

環境省の制定した「エコアクション21環境経営システム」の専門家集団です。

「エコアクション21審査人」の茨城県のメンバーで法人登録したスペシャリスト集団。

1. エコアクション21の認証取得支援活動、並びにエコアクション21の普及活動。
2. エコアクション21の審査人として、エコアクション21の認証取得を申請された企業の審査を担当。
3. 「エコアクション21地域事務局いばらき」(茨城県中小企業団体中央会内)の判定委員として判定を担当。

*連絡先: 所在地: 〒310-0836 水戸市元吉田町2649-21、 代表者: 飛田 秀幸

TEL: 029-247-4064 FAX: 029-248-2958 / Email: BYA05445@nifty.com

H P: <http://kankyounpo-ibaraki.web.infoseek.co.jp/> 何なりとお気軽にご一報ください。お待ちしております。